

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

法令名	火薬類取締法	根拠条項	第10条第1項	資料番号	44-3	担当課	消防防災安全課
				許認可等の内容		火薬類の製造施設等の変更の許可	
<p>○火薬類取締法 (製造施設等の変更)</p> <p>第十条 製造業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、製造施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第七条の規定は、第一項の許可に準用する。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第七条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第三条又は第五条の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、第三条の許可の申請については左の各号に適合し、第五条の許可の申請については第三号及び第四号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>一 製造施設の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>二 製造の方法が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>三 製造又は販売の業を適確に遂行するに足る技術的能力があること。</p> <p>四 その他製造又は販売が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障のないものであること。</p> <p>○火薬類取締法施行規則 (製造営業の許可申請)</p> <p>第二条 法第三条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長(火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「令」という。)第十六条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事(当該製造所が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長)。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第四項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。)に提出しなければならない。(略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>(製造施設等変更の許可申請)</p> <p>第七条 法第十条第一項の規定により製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとする製造業者は、様式第四の火薬類製造施設等変更許可申請書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。</p> <p>[技術上の基準]</p> <p>○火薬類取締法施行規則</p> <ul style="list-style-type: none">第4条第1項及び第3項(法第7条第1号関係)第5条第1項及び第3項(法第7条第2号関係) <p>○告示</p> <ul style="list-style-type: none">火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年通商産業省告示第58号)							

- 避雷装置の位置、形式、構造、材質等を定める告示（平成 27 年経済産業省告示第 145 号）
- 火薬類取締法施行規則第三十一条の三の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和 35 年通商産業省告示第 76 号）
- 火薬類取締法施行規則第 4 条第 1 項第 5 号の 2 の規定に基づき、粉塵爆発の危険性の高い金属粉を定める告示（平成 16 年経済産業省告示第 118 号）
- 可塑性爆薬に含める物質等を定める告示（平成 9 年通商産業省告示第 548 号）
- 火薬類の容器包装の基準を定める告示（平成 10 年通商産業省告示第 149 号）
- 十六歳以上十八歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示（平成 18 年経済産業省告示第 69 号）